

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内(事業主用)

給付金等に関すること			
支援策	対象となる方	概要	窓口・問合せ先
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者	給付額：200万円以内(法人) 100万円以内(個人事業者) ※ただし売上げの減少分を超えないものとします。	うきは市商工会経営・金融・給付金ワンストップ相談窓口 TEL 73-7567 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL 0570-783183
福岡県持続化緊急支援金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、売上が前年同月比で30%以上50%減少している事業者	給付額：50万円以内(法人) 25万円以内(個人事業者) ※ただし売上げの減少分を超えないものとします。	うきは市商工会経営・金融・給付金ワンストップ相談窓口 TEL 73-7567 福岡県持続化緊急支援金相談窓口 TEL 0570-094-894
うきは市新型コロナウイルス対策中小企業・小規模事業者緊急支援金	前年同月比で売上げが20%以上減少したうきは市内の中小企業、小規模事業者	給付額：一律10万円 ※1事業者に対し1回のみの交付となります。	うきは市新型コロナ関連支援センター TEL 73-7567
うきは市特別家賃支援金	一定の売上げ減少要件を満たす事業者	国の「家賃支援給付金」(給付率2/3、最大600万円)に対し、福岡県独自で給付率のかさ上げ(給付率1/15、最大60万円)が実施されます。市では国・県の支援を除いた4/15を8万円を上限に給付いたします。	
住居確保給付金	離職及び廃業等による経済的困窮で、住居を喪失したまたはそのおそれがある人(収入要件・資産要件等あり)	新型コロナウイルスのために収入が減り、廃業に至っていないが、このままだと住居を失うおそれが生じている人に対して、住宅の家賃相当額(上限あり)を一定期間支給します。	福祉事務所保護係 TEL 75-4962
高収益作物次期作支援交付金	次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・茶等、高収益作物の生産者	外食需要等に伴う価格下落等の影響を受けた野菜、花きなどの生産者の次期作に向けた前向きな取り組みを支援します。 ※定額支援：10a当たり5万円	農林振興課農政係 TEL 75-4975

助成金・補助金に関すること			
支援策	対象となる方	概要	窓口・問合せ先
プレミアム付商品券発行事業	うきは市民及び市内事業者	新型コロナウイルス感染症対策として、市民生活の支援を行うとともに、影響を受けている市内店舗を応援し、地域経済の活性化を促進するため、プレミアム付商品券を発行します。	うきはブランド推進課商工振興係 TEL 76-9095 うきは市商工会(本所：浮羽町) TEL 77-2239
雇用調整助成金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金の一部を助成します。 【助成率(最大)】大企業2/3、中小企業4/5(解雇等を行わない場合、大企業3/4、中小企業9/10) 【支給限度日数】1年間で100日、3年150日+緊急対応期間	うきは市商工会(本所：浮羽町) TEL 77-2239 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター TEL 0120-60-3999
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)	労働基準法の年次休暇とは別に有給休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校が臨時休業した場合等に保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた事業者に対する助成金です。 【支給額】休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※日割上限 8,330円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター TEL 0120-60-3999
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	・個人で就業する予定であった場合 ・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校の臨時休業に伴い、子供の世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援する助成金です。 【支給額】就業できなかった日について1日あたり 4,100円(定額)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター TEL 0120-60-3999

経営革新実行支援補助金	福岡県内の中小事業者	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経営環境の変化に対応するため、新たな取り組みにチャレンジする中小企業の方に、新規事業に必要な経費を補助します。 補助率:対象経費の3/4 補助金額:上限50万円	うきは市新型コロナ関連支援センター TEL 73-7567
小規模事業者持続化補助金	・うきは市内に住所または主たる事業所がある小規模事業者。	持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や、あわせて行う業務効率化の取組を支援します。 【一般型】50万円 【コロナ特別対応型】100万円 +【事業再開枠】50万円	
経営継続補助金	農林漁業者(個人・法人)※ 常時従業員数は20人以下のもの	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた農林業業者の取組を支援します。 ※補助上限額:単独申請150万円 グループ申請1,500万円	にじ農業協同組合 吉井支店TEL 75-5111 浮羽支店TEL 77-2121

融資に関すること			
支援策	対象となる方	概要	窓口・問合せ先
新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する事業者。 (1)最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 a 過去3カ月(最近1カ月含む)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10~12月の平均売上高 ※商工中金では、株主である中小企業の組合と、その組合員を融資の対象としています。未加入の場合は、借入申込時にご相談ください。	新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、資金繰り支援を実施します。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に「特別利子補給制度」を併用することで実質的に当初3年間無利子となります。 ※「特別利子補給制度」の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HP等で公表予定です。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL 0120-154-505 商工組合中央金庫 相談窓口 TEL 0120-542-711
中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定(セーフティネット4号)	最近1カ月の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者 ※創業1年未満の事業者等も利用できるように認定基準の緩和措置が取られています。	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少している資金繰り支援措置として、セーフティネット保証が発動され、通常の保証限度枠とは別枠での保証が利用可能となる制度です。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定が必要となります。	うきは市新型コロナ関連支援センター TEL 73-7567
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定(セーフティネット5号)	国が指定する業種に属する事業を営み、最近3カ月の売上高等が前年同月の売上高等に比べて5%以上減少している中小企業者 ※創業1年未満の事業者等も利用できるように認定基準の緩和措置が取られています。	業況の悪化している指定業種に属する中小企業者を支援するために5号認定があり、認定を受けると金融機関において融資の申込ができます。制度の利用には、事業所の所在する市町村の認定が必要となります。	
新型コロナウイルス感染症の発生に係る危機関連保証の認定	最近1カ月の売上高等が前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者 ※創業1年未満の事業者等も利用できるように認定基準の緩和措置が取られています。	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証が発動され、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での保証が利用可能となります。制度の利用には事業所の所在する市町村の認定が必要となります。	
福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小・小規模事業者(個人事業主含む)	福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による3年間実質無利子・無担保、保証料ゼロの資金繰り支援を実施します。	

マル経融資の金利引下げ (新型コロナウイルス感染症マル経)	最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常金利から0.9%引き下げます。	うきは市商工会(本所:浮羽町) TEL 77-2239
農林漁業セーフティネット 資金の融資制度	主業農業者(農業所得が総所得の過半を占めていること)、認定農業者等	農林漁業セーフティネット資金の貸付金をご利用いただける要件に「新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがあること」が追加されました。	農林振興課農政係 TEL 75-4975 にじ農業協同組合 吉井支店TEL 75-5111 浮羽支店TEL 77-2121 日本政策金融公庫 福岡支店 農林水産事業 TEL 092-451-1780
農業近代化資金の融資制度	主業農業者(農業所得が総所得の過半を占めていること)、認定農業者等	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた農業者に対する農業近代化資金の貸し付けの特例が設けられました。 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会の責務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化	農林振興課農政係 TEL 75-4975 にじ農業協同組合 吉井支店TEL 75-5111 浮羽支店TEL 77-2121 日本政策金融公庫 福岡支店 農林水産事業 TEL 092-451-1780
新型コロナウイルス感染症により機能停止等になった社会福祉施設等に対する融資について	新型コロナウイルス感染症により当該施設の責に帰することができない理由で機能停止等になった社会福祉施設等	新型コロナウイルス感染症により当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった社会福祉施設等に対する、独立行政法人福祉医療機構による経営資金の優遇融資です。 【融資率】100% 【償還期間】10年以内(据置期間5年以内) 【貸付利率】 《当初5年間》 3,000万円までは無利子、3,000万円超の部分は0.200% 《6年目以降》 0.200% 【貸付金の限度額】経営に必要な資金(貸付金額6,000万円までは無担保での融資が可能) ※既往貸付金について、最大6ヵ月を限度とした返済猶予措置も実施されています。	独立行政法人福祉医療機構 相談窓口 〔融資相談〕 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL 03-3438-9298

支払い減免・猶予に関すること			
支援策	対象となる方	概要	窓口・問合せ先
納税の猶予制度の特例	①事業等に係る収入(法人又は個人の経常的な収入)が、前年同期に比べ大幅に減少していること。 ②一時に納税を行うことが困難であること。 ①② いずれも満たす方	市税について、無担保かつ延滞金なしで1年間納付を猶予します。	税務課徴収対策室 TEL 75-4977
中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置	厳しい経営環境にある中小事業者等	厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を1/2またはゼロにします。	税務課資産税 TEL 75-4977

相談窓口に関すること

支援策	対象となる方	概要	窓口・問合せ先
経営・金融・給付金ワンストップ相談窓口	うきは市内の中小企業・小規模事業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営面・資金面等の各種相談に応じる相談窓口。	うきは市商工会経営・金融・給付金ワンストップ相談窓口 TEL 73-7567
新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口	うきは市内の中小企業・小規模事業者	「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を開設し、経営や資金繰り等に関する相談に応じます。	<フリーダイヤル経営相談窓口> TEL 0120-567-179
新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談	うきは市内の中小企業・小規模事業者	新型コロナウイルス感染症の対応に関する労務管理・労働の相談対応	福岡県社会保険労務士会 TEL 092-414-4864